

沖縄FTZと中継貿易の展望

高良 守

▷ 6 ◁

関税法第一〇八条には「この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、外国とみなす」とある。この「みなす」を広辞苑第四版でひいてみると「実際はどうかにかかわらず、こういふものだけとして扱う」としている。また、手元の角川国語辞典新版では「仮にそうだと定める。(見て)それと決める」とある。

この解釈のもと、沖縄自由貿易地域は実際どうであるかにかかわらず「外国として取り扱う」との解釈ができる。これに基づいて自由貿易地域の国内法規の撤廃と「外国」としての地位を築くべきである。極論すると、外国である自由貿易地域に何を入れようが、何を

出そうが、どのような建物施設をつくらうが、関係ないということになる。大城肇氏(琉大教授)は「地域間に生じている不均衡を是正し、国土の均衡ある発展を図るための財政特例を講ずるがための法的根拠として、沖縄には沖縄振興特別処置法があり、財政特例という措置によって法律的目的を達成することが意図されている」としている。

つまり、自由貿易地域の設置は沖振法第二三条に基づき、その目的は沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するために必要な地域を自由貿易地域として指定することができ「の旨から、当然自由貿易が保証されなければならぬ」。

さらに、一般的に自由貿易地域においては「通関地区に移入された場合、課税対象となるのであっても、FTZ内で消費され、一般的に自由貿易地域内においては「通関地区に移入された場合、課税対象となるのであっても、FTZ内で消費されたことによる、自由貿易地域内において」

トを購入しようとする時、レジでは消費税が賦課されて百三円がチョコレートに代わって要求される。そして、その代金の支払いと同時にわれわれの物となる。つまり、百円のチョコレートは百三円支払うことにより、消費されたことになる。自由貿易地域内において

的に貨物の小売(保税販売)は行うことはできない。しかし、通関地区に搬入された場合、関税対象となるのであっても、自由貿易地域内で消費・廃棄処分、または非課税対象に変化する場合には関税が回避できる。香港やシンガポールの免税売店は認めていないが、以上のような県内

クをモデルにしても、関税法における「自由貿易地域内における消費・廃棄処分」は関税を回避することができる「の旨から」も明らかであるように、域内における免税売店や外食関連産業の立地が可能なのではなからうか。規制緩和の分野にもよるが、以上のような県内

「外国」の地位築くべき

関税法と沖振法で実現を

一役かってもらうことが必要である。

『第3部海外派遣レポート』(平成七年度)沖縄県自由貿易地域管理事務所によると「日本には免税売店制度を導入している地域が数カ所あり、その中の一つに成田空港がある。これから海外旅行をしようとする日本人観光客が、その訪問地の免税売店と比較すると決して安くはない免税品(国内で普通に買うよりは安い)を買っていく。海外の人への土産ではなく、自分のためのものだからである。ローレックスの時計や高級毛皮を買うのに数百万円を安心して払える店として成田空港の免税売店は最適なのである」として自由貿易地域を活用して免税物資の販売を提案している。

(琉大大学院生)



免税売店にすることで誘客能力の高まりが期待できる＝沖縄FTZ内のショッピングセンター